



平成18年7月31日

千代田区長
石川 雅己 殿

千代田区特別職報酬等審議会
会長 堀田 康彦

千代田区議会議員の報酬の額並びに千代田区長及び助役の給料の
額の適否について（答申）

平成18年3月20日付17千政企発第399号をもって、当審議会の意見を
求められた標記について、別紙のとおり答申します。

千代田区特別職報酬等審議会

会長 堀 田 康 彦

委員 岡 本 光 雄

委員 西 川 和 江

委員 乘 田 紘 一

委員 林 勇

委員 福 地 貞 子

委員 藤 原 房 子

委員 前 田 又 兵 衛

委員 水 野 正 雄

委員 吉 田 勇 次 郎

答 申

【はじめに】

本審議会は、平成18年3月20日千代田区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、千代田区長から「千代田区議会議員の報酬の額並びに千代田区長及び助役の給料の額の適否について」等の諮問を受けた。

以来5回にわたり会議を開き、前回（平成9年7月）改定以降の社会経済情勢及び国・都・他区における動向、区政進展に向けた区長、区議会の取り組み・成果などについて、広範かつ慎重に審議を行った。

また、審議の過程において、区議会議員の活動状況などについてより理解を深めるため、当審議会委員と区議会議員代表による懇談会を行い、忌憚のない意見交換を行った。

この結果、当審議会は次のとおり答申する。

【結 論】

1 報酬等の額について

当審議会は「職務と責任」、「均衡の原則」及び「情勢適応の原則」に基づき、前回改定以降の一般職員の給与実態及び社会経済情勢等を踏まえて総合的に判断した結果、報酬等の額を約1%引き下げ、次のとおり改定すべきとの結論に達した。

区長及び助役の給料月額

区 長	1,165,000円	(現行 1,176,000円、	11,000円)
助 役	931,000円	(現行 940,000円、	9,000円)

議員及び役職にある議員の報酬月額

議 長	931,000円	(現行 940,000円、	9,000円)
副議長	815,000円	(現行 823,000円、	8,000円)
委員長	685,000円	(現行 691,000円、	6,000円)
副委員長	654,000円	(現行 660,000円、	6,000円)
議 員	623,000円	(現行 629,000円、	6,000円)

[今後の課題]

- (1) 特別職の報酬等については、報酬・給料月額のみならず、年収額全体を総体に捉えて検討することも必要である。
- (2) 議員の職とりわけ議会活動の中心である常任委員会・議会運営委員会及び特別委員会の委員長・副委員長の職責を踏まえた報酬額のあり方について検討する必要がある。
- (3) これまで議員の報酬額については、他区との均衡や一般職の給与勧告等を参考に決定してきた。しかしながら、議員は区内に住所要件が必要なことから、議員の生活実態や議会活動の実態など本区の地域性を踏まえた独自の基準を検討することも必要である。
- (4) 審議会は概ね3年に1度の開催である。この間の社会経済情勢の変化等に的確に対応するためにも、審議会の常設化や審議の期間等について、今後検討することも必要である。

【 説 明 】

1 区政を取り巻く状況

今日の社会は、超高齢・少子化が進展する中で、地域住民の価値観の変化や個人、家庭、地域社会の役割が大きく変化してきており、行政に求められるニーズもまた複雑・多様化する中で、今後、地域の実情を踏まえたよりきめ細やかな対応が求められている。

「地方主権」の時代を迎え、自治体には、地域特性を踏まえた自主・自律の行財政運営が求められており、さらに平成19年度は「三位一体の改革」に伴う国から地方への税源移譲では、千代田区は逆に20億円を超える減収が見込まれる。

このような財政状況の中で、区政目標を実現していくためには、区を構成する全ての人々が互いに支え合う「共生」の理念による取り組みが不可欠であり、区民の理解と協力のもと、一定の負担も求めていくことも予想される。そのためにも、区が自ら汗を流すとともに、身を切るような徹底した行財政改革を行い簡素で効率的な区政を運営していく必要があり、区長及び議会がその先頭に立って改革を断行することが強く求められている。

2 経済情勢等を踏まえたこれまでの区の取り組み

(1) 区議会の内部努力

区議会は内部努力の一つとして、議員定数について、平成3年3月に法定数から2名減、平成7年3月に法定数から5名減と自主的に定数削減を行った経緯がある。平成15年1月に法定数が引き下げられたため、現在は法定数より1名減の状況である。法定数(上限値)のままの報酬額全体を比較すると15年間で約5億5千万円の経費削減を実現した。

(2) 区長等の退職手当等の削減

区長等の報酬についても、厳しい財政状況を鑑み、内部努力として、「千代田区長等の調整手当及び退職手当の特例に関する条例」を時限的に定め、平成14年4月から平成17年3月まで調整手当を区長は全額、助役は8%、収入役は5%減額し、また退職時に支払われる退職手当を区長は15%、助役は9%、収入役は8%減額し、約1500万円の経費を削減した。

(3) 収入役の廃止

平成17年10月には、東京23区で初めて収入役を廃止し、より簡素な組織とした。これに伴い、従来行ってきた収入役の事務は助役が兼掌している。(年額約1600万円の経費削減)

(4) 財政の健全化

平成14年4月施行の「千代田区行財政改革に関する基本条例」では経常収支比率85%程度、人件費比率25%程度という数値目標を定め、健全で強固な財政基盤の確立に努めていくこととしている。

また、「千代田区職員定数条例」では行財政構造改革推進大綱に基づく平成21年度の職員実数見込みにあわせ年度毎の職員数削減目標を掲げ、財政の健全化を一層推進することとしている。この条例に基づき、区の実職員数は、さらに20%程度の減とする計画となっている。

この二つの条例とも、数値目標を掲げたという点で千代田区が他の自治体に先駆けて制定したものである。

これらの行財政改革の取り組みの効果額(人件費の削減及び事務事業の見直し等)は、平成13年度から平成18年度までの5年間で、予算額でみると、80億1000万円になる。

(参考) 職員数の推移

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
職員数	1,362人	1,304人	1,255人	1,207人	1,163人	1,126人

3 現行の報酬等における課題

(1) 現行の報酬等の改定状況

現在の千代田区議会議員の報酬や区長・助役の給与の額は、平成9年7月16日の答申に基づき改定されたものであり、平成12年6月及び平成15年5月も据え置き答申がなされた。

(2) 特別職報酬等の考え方

特別職報酬等については、今まで民間事業所、国他の自治体等を参考にしてきた経緯がある。これは、民間企業は利潤を追求することが最大の目的であり、賃金と利潤との相関関係、つまり賃金の決定には利潤が大きな影響力を持つという図式がはっきりしている一方、公務の最大の目的は公共の福祉の推進であり、それを達成するためには収支のバランスより施策ニーズが優先されることもある。そのため、公務においては民間企業と同じ方法による給与決定が困難と言える。

(3) 期末手当

議員や区長等に支給されている期末手当、いわゆる賞与の支給月数は、昭和43年以降、一般職員に準ずることとしていた。

しかし、一般職員の賞与は、生活給とされる期末手当と成績給による勤勉手当で総額が決定され、平成9年以降成績給に重点が置かれた勤勉手当を増加し、期末手当を減少させる方向にある。

このように一般職員の賞与支給方法が改正される現況にあって、議員、区長等に対してこの成績給を含めた賞与を準用することは、特別職になじまないため、一般職員の支給方法とは切り離れた期末手当の支給率（支給月数）を平成15年に条例により固定化した。なお、他区においても同様な考え方から順次支給率を固定化し、現在では23区中19区となっている。

4 改定を巡る状況

(1) 区一般職の給与改定

一般職については、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定が毎年実施されており、現行の区長、助役、議員の報酬が改定された平成9年を基準にして、平成17年までの人事委員会勧告を通算すると約1%の引き下げとなっている。（別添資料5）

(2) 他区特別職の報酬等との比較

23区の中で現在の千代田区特別職の報酬等を比較してみると、議員・区長等、ともに総じて上位に位置している。（別添資料6）

また、最近の他区の改定状況を見ると、平成17年度に17区が報酬等審議会を開催し、引き上げの区は0区、据え置きが14区、引き下げの区が3区という結果であり、概ね、据え置きの状況となっており、引き下げの場合も、1%から2%程度となっている。

5 審議内容（各委員の主な意見）

（1）議員関係

答申にあたっては、数字の根拠を示し、納税者である区民に対しわかりやすいものにすることは当然であり、また区民感情にも配慮しなければならない。

区議会議員は、常勤に近い活動を行っているものもあるが、法律上の位置付けは常勤職員とはされていない。したがって、あくまでも議会活動に対する報酬として検討すべきである。

これまでの議員報酬の改定は、一般職員の人事委員会勧告を考慮してきた経緯があり、前回報酬額改定時からの9年間の勧告改定率を考慮することが好ましい。

千代田区は固定資産税や住居費が他区に比べ比較的高い。議員報酬については、議員の生活実態を十分把握した上で論じることが必要である。議員の報酬については、他区と比較して、千代田区は夜間人口が少なく、人口規模や有権者数との相関関係も考えていく必要があるのではないかと。優秀な人材を安心して区議会議員に送り出せるような基盤づくりが大切である。そのためには、現在の職業を辞めて区議会議員になった場合においても、安心して議員活動が可能な報酬額を検討すべきである。

今までの議会に対する見方を変えなければならない。定数と報酬だけを議論して議員数が多いとか、報酬が高いとか、それだけでは解決しない。これからは女性の議会に進出する機会が増えると考えられる。女性の議会進出に伴い、議員の生活モデルも多様化する。議員報酬を今の物差しだけで判断していいのか、考え方を少し変える必要がある。

（2）区長及び助役関係

区長は就任以来、地方主権という立場から、全国に先駆けて、路上喫煙の禁止、こども園の創設など本区の特性を踏まえた発信性の高い事業を

展開している。

行財政の健全化においても積極的に取り組み、効率的な行財政の運営に努めるとともに、区管理職員への評価制度の導入を図り、職員のモラルを向上させる区政運営にも力を入れるなど、リーダーシップを大いに発揮している。

長の住所要件は法的に当該自治体に縛られないが、当該自治体に居住しない首長は想定できず、この意味では居住費等は議員と同様に考える必要がある。

区長及び助役の給与はこれまでも、一般職の給与を参考に決定されてきた経緯がある。人事委員会勧告がマイナスであること、行財政改革により職員数を削減し続けていることなど、職員に対して一層の努力を求めている。こうした状況下、組織のトップである区長、助役においても職員の模範となる姿勢が必要であり、給与についても同様に考えることが妥当である。

答申の結論は3年間にわたることから、現在の景気の状態から見込まれる今後3年間の社会経済情勢も考慮したうえで、人事委員会の改定勧告数値も参考に給与の改定を検討すべきではないか。

これまで、区長等が自ら特例条例により手当（調整手当等）を減額してきたことは経費削減にもなり大いに評価できるものである。今後も区民感情に配慮した取り組みを行うことを期待する。

【おわりに】

国の三位一体の改革の影響で、平成19年度から区は大幅な減収が見込まれる財政状況の下、区民に対しては区民サービスの向上が引き続き求められる。当審議会としては、今後も行財政改革に積極的に取り組み、簡素で効率的な区政運営と活発な議会活動を通じ、区民福祉の増進と区政の進展に、より一層精励されることを期待するものである。

区長においては、当答申を十分尊重されるとともに、千代田区における区民生活の安全・安心を守る取り組みをこれまでも増して推進されることを期待するものである。

資 料

千代田区特別職報酬等審議会委員名簿

50音順

	団体名・役職	氏名（敬称略）
1	全国町村議会議長会事務局政務・議事調査部長	岡 本 光 雄 お か も と み つ お
2	千代田区学習グループ連絡会会長	西 川 和 江 に し か わ か ず え
3	日本公認会計士協会千代田会副会長	乗 田 紘 一 の り た こ う い ち
4	富士見地区町会連合会会長	林 勇 は や し い さ む
5	麹町婦人会会長	福 地 貞 子 ふ く ち さ だ こ
6	ジャーナリスト（千代田区男女平等推進区民会議会長）	藤 原 房 子 ふ し わ ら ふ さ こ
7	（会長）東京商工会議所千代田支部会長	堀 田 康 彦 ほ っ た や す ひ こ
8	社会福祉協議会会長	前 田 又 兵 衛 ま え だ ま た べ え
9	区議会議員待遇者会会長	水 野 正 雄 み ず の ま さ お
10	千代田区連合町会協議会会長	吉 田 勇 次 郎 よ し だ ゆ う じ ろ う

団体名・役職は平成18年3月20日現在

千代田区特別職報酬等審議会条例

(地方自治法第 138 条の 4 ・ 第 202 条の 3 に基き制定 昭和 39 年 7 月 20 日 条例第 30 号)

改正 昭和 48 年 4 月 1 日条例第 11 号 平成 17 年 9 月 30 日条例第 17 号

(設置)

第 1 条 区議会議員の報酬の額並びに区長及び助役の給料の額(以下「報酬等の額」という。)について、次条の規定による意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として、千代田区特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 17 条例 17 ・ 一部改正)

(意見の聴取)

第 2 条 区長は、報酬等の額の定め方を改めようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聞くものとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞くことができる。

3 区長は、少なくとも 3 年に 1 回、報酬等の額の適否について審議会の意見を聞かなければならない。

(昭 48 条例 11 ・ 全改)

(組織)

第 3 条 審議会は、区の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから区長が委嘱する委員 10 人以内をもつて組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の規定により意見を求められた報酬等の額についての審議が終了したときまでとする。

(会長の選任・権限)

第 5 条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 6 条 審議会は、区長が招集する。

(定足数)

第 7 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 48 年 4 月 1 日条例第 11 号)抄

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成 17 年 9 月 30 日条例第 17 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

「千代田区特別職報酬等審議会」審議経過

開催日	会 議
平成 1 8 年 3 月 2 0 日 (月)	第 1 回報酬等審議会
平成 1 8 年 4 月 1 9 日 (水)	第 2 回報酬等審議会
平成 1 8 年 5 月 1 5 日 (月)	区議会議員との意見交換会 第 3 回報酬等審議会
平成 1 8 年 6 月 7 日 (水)	第 4 回報酬等審議会
平成 1 8 年 6 月 2 9 日 (木)	答申起草委員会
平成 1 8 年 7 月 3 1 日 (月)	第 5 回報酬等審議会

特別職報酬等の決定

区長	$1,176,000 \times 0.99$ (改定率) = 1,164,240	千円未満切り上げ	1,165,000
助役	$940,000 \times 0.99$ (改定率) = 930,600	千円未満切り上げ	931,000
議長	$940,000 \times 0.99$ (改定率) = 930,600	千円未満切り上げ	931,000
副議長	$823,000 \times 0.99$ (改定率) = 814,770	千円未満切り上げ	815,000
委員長	$691,000 \times 0.99$ (改定率) = 684,090	千円未満切り上げ	685,000
副委員長	$660,000 \times 0.99$ (改定率) = 653,400	千円未満切り上げ	654,000
議員	$629,000 \times 0.99$ (改定率) = 622,710	千円未満切り上げ	623,000

(参考) 特別職報酬等決定の基本原則

区長	
助役	区長の概ね 80%
議長	区長の概ね 80% (助役と同額)
副議長	区長の概ね 70% (教育長と同額)
委員長	議員の 110%
副委員長	議員の 105%
議員	区長の概ね 50%

特別区人事委員会給与勧告の推移等

資料5

年度	特別区人事委員会勧告率と年度比較 (勧告は例年10月)		区部消費者物価
	勧告率	前回報酬改定時 (H9年7月時点)を 100とした推移	前回報酬改定時 (H9年度)を 100とした推移
平成9年度	1.09%	101.09	100.0
平成10年度	0.81%	101.91	100.8
平成11年度	0.30%	102.21	100.4
平成12年度	0.14%	102.36	99.4
平成13年度	0.10%	102.46	98.3
平成14年度	-1.67%	100.75	97.3
平成15年度	-0.79%	99.95	96.9
平成16年度	0.02%	99.97	96.8
平成17年度	-0.97%	99.00	96.3

23区特別職報酬等一覧(現行額)

1 条例上の計算

区名	区長		助役		議長		副議長		委員長		副委員長		議員		
	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	報酬月額									
1	千代田	5	1,176,000	5	940,000	5	940,000	1	823,000	2	691,000	2	660,000	2	629,000
2	中央	11	1,154,000	10	927,000	11	927,000	14	787,000	14	652,000	14	631,000	14	609,000
3	港	13	1,145,000	13	921,000	13	921,000	10	797,000	15	651,000	15	625,000	12	613,000
4	新宿	2	1,190,000	1	953,000	2	953,000	4	812,000	5	670,000	7	639,000	4	622,000
5	文京	16	1,135,000	14	918,000	14	918,000	15	786,000	20	646,000	20	619,000	22	597,000
6	台東	18	1,134,000	17	911,000	18	911,000	17	782,000	17	649,000	17	621,000	19	599,000
7	墨田	10	1,160,000	7	935,000	8	935,000	6	805,000	7	665,000	4	643,000	3	624,000
8	江東	9	1,163,000	9	930,000	10	930,000	8	801,000	4	675,000	4	643,000	12	613,000
9	品川	4	1,177,000	3	944,000	6	939,000	7	803,000	8	664,000	8	638,000	9	616,000
10	目黒	14	1,144,000	15	915,000	16	915,000	8	801,000	8	664,000	12	634,000	16	604,000
11	大田	7	1,168,000	6	936,000	7	936,000	13	788,000	10	662,000	11	635,000	9	616,000
12	世田谷	8	1,164,000	8	933,000	9	933,000	12	791,000	6	668,000	10	636,000	6	619,000
13	渋谷	22	1,100,000	21	899,000	18	911,000	22	760,000	22	638,000	23	615,000	15	605,000
14	中野	21	1,109,800	22	890,900	22	890,900	23	755,000	18	647,000	21	617,600	23	588,200
15	杉並	18	1,134,000	19	909,000	21	909,000	19	779,000	18	647,000	18	620,000	19	599,000
16	豊島	23	1,038,000	23	882,000	23	882,000	20	773,000	22	638,000	22	617,000	21	598,000
17	北	12	1,151,600	11	922,300	12	922,300	11	791,700	12	658,100	13	631,200	11	614,200
18	荒川	15	1,141,000	15	915,000	16	915,000	16	783,000	16	650,000	16	623,000	17	601,000
19	板橋	16	1,135,000	18	910,000	20	910,000	17	782,000	21	645,000	18	620,000	18	600,000
20	練馬	2	1,190,000	2	952,000	3	952,000	2	822,000	1	693,000	1	662,000	1	630,000
21	足立	6	1,175,000	4	942,000	4	949,000	3	813,000	3	680,000	3	649,000	6	619,000
22	葛飾	20	1,130,000	12	922,000	14	918,000	21	770,000	13	658,000	8	638,000	8	618,000
23	江戸川	1	1,218,000	20	904,000	1	956,000	5	807,000	11	661,000	6	641,000	5	621,000
	平均		1,149,235		922,226		924,922		791,813		659,657		632,948		611,061

23区特別職報酬等一覧(千代田区改定後)

1 条例上の計算

区名	区長		助役		議長		副議長		委員長		副委員長		議員	
	順位	給料月額	順位	給料月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額	順位	報酬月額
1 千代田	7	1,165,000	8	931,000	9	931,000	2	815,000	2	685,000	2	654,000	3	623,000
2 中央	11	1,154,000	10	927,000	11	927,000	14	787,000	14	652,000	14	631,000	14	609,000
3 港	13	1,145,000	13	921,000	13	921,000	10	797,000	15	651,000	15	625,000	12	613,000
4 新宿	2	1,190,000	1	953,000	2	953,000	4	812,000	5	670,000	7	639,000	4	622,000
5 文京	16	1,135,000	14	918,000	14	918,000	15	786,000	20	646,000	20	619,000	22	597,000
6 台東	18	1,134,000	17	911,000	18	911,000	17	782,000	17	649,000	17	621,000	19	599,000
7 墨田	10	1,160,000	6	935,000	7	935,000	6	805,000	7	665,000	4	643,000	2	624,000
8 江東	9	1,163,000	9	930,000	10	930,000	8	801,000	4	675,000	4	643,000	12	613,000
9 品川	4	1,177,000	3	944,000	5	939,000	7	803,000	8	664,000	8	638,000	9	616,000
10 目黒	14	1,144,000	15	915,000	16	915,000	8	801,000	8	664,000	12	634,000	16	604,000
11 大田	6	1,168,000	5	936,000	6	936,000	13	788,000	10	662,000	11	635,000	9	616,000
12 世田谷	8	1,164,000	7	933,000	8	933,000	12	791,000	6	668,000	10	636,000	6	619,000
13 渋谷	22	1,100,000	21	899,000	18	911,000	22	760,000	22	638,000	23	615,000	15	605,000
14 中野	21	1,109,800	22	890,900	22	890,900	23	755,000	18	647,000	21	617,600	23	588,200
15 杉並	18	1,134,000	19	909,000	21	909,000	19	779,000	18	647,000	18	620,000	19	599,000
16 豊島	23	1,038,000	23	882,000	23	882,000	20	773,000	22	638,000	22	617,000	21	598,000
17 北	12	1,151,600	11	922,300	12	922,300	11	791,700	12	658,100	13	631,200	11	614,200
18 荒川	15	1,141,000	15	915,000	16	915,000	16	783,000	16	650,000	16	623,000	17	601,000
19 板橋	16	1,135,000	18	910,000	20	910,000	17	782,000	21	645,000	18	620,000	18	600,000
20 練馬	2	1,190,000	2	952,000	3	952,000	1	822,000	1	693,000	1	662,000	1	630,000
21 足立	5	1,175,000	4	942,000	4	949,000	3	813,000	3	680,000	3	649,000	6	619,000
22 葛飾	20	1,130,000	12	922,000	14	918,000	21	770,000	13	658,000	8	638,000	8	618,000
23 江戸川	1	1,218,000	20	904,000	1	956,000	5	807,000	11	661,000	6	641,000	5	621,000
平均		1,148,757		921,835		924,530		791,465		659,396		632,687		610,800